

防 情 公 審 第 3 9 号

平成25年(2013年)10月30日

防府市長 松 浦 正 人 様

防府市情報公開審査会

会長職務代理者 藤 井 武 志

防府市情報公開条例第14条に基づく諮問について(答申)

平成25年3月13日付け防職第91号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

1 防職第91号

防府市特別職報酬等審議会議事録の部分公開決定に対する異議申立てについて

別 紙

答 申

1 審査会の結論

防府市長（以下「実施機関」という。）は、平成24年11月19日、平成25年1月23日及び平成25年2月6日に開催された特別職報酬等審議会（以下「報酬等審議会」という。）の議事録について、部分公開決定を取り消し、下記の部分を除き、全部公開すべきである。

記

(1) 発言委員名

(2) 発言内容のうち発言委員が特定される以下の部分

- ① 平成25年1月23日の報酬等審議会議事録の2ページ下から5行目の発言内容の冒頭2文字
- ② 平成25年1月23日の報酬等審議会議事録の4ページ下から7行目の発言内容の冒頭2文字
- ③ 平成25年2月6日の報酬等審議会議事録の3ページ上から13行目の発言内容の冒頭2文字

2 異議申立てに至る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成25年2月15日	公文書公開請求の受付
平成25年2月27日	実施機関において請求に係る公文書部分公開決定(防職第59号)を行い、同月28日に請求者に公開
平成25年3月1日	公文書部分公開決定に係る異議申立書の受付

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

防府市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条の規定に基づく本件文書の公開請求に対し、平成25年2月27日付け防職第59号により実施機関が行った公文書部分公開決定について、これを取り消し、非公開とした「発言者名」及び「発言内容」を公開することの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての主な理由

- ① 公文書部分公開決定通知書では、なぜ「審議会の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある」のか不明である。理由の内容が不明確で、なぜおそれがあるのか、その内実が示されていない。
- ② これまで防府市では、非公開とされた審議会の会議について、その会議録の発言は公開(発言委員名は非公開)しており、今回の決定は、これまでの運用と明らかに異なるものである。
- ③ 今回の報酬等審議会の会議録は、平成24年6月議会で市議会が議決した内容を改正する審議内容を記録したものである。市議会で審議する上で、どのような内容が諮問され、どのような討議がなされ、どのような審議経過によって答申がされたのかを知ることは、重要なことである。したがって諮問事項に対する発言者及び発言内容がすべて非公開となっているのは問題である。
- ④ 今回の部分公開決定は、市民の知る権利を保障した条例第1条の趣旨にも反するものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が、平成25年3月28日付けで本審査会に提出した理由説明書によると、実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 今回の報酬等審議会においては、会議の冒頭において、各肩書きを持った委員が忌憚のない意見を出し合うため会議を非公開とすることを決定し、審議を進めた。審議の過程においては、これまでの経緯から市長と議会との政治的な対立に巻き込まれることを危惧する旨の発言もあるなど、今回の審議事項を取り巻く状況は従来

のそれとは大きく異なっている。

(2) 防府市では、従前から報酬等審議会が毎年開催され、特別職の報酬等の額について答申している。報酬等審議会を毎年開催していることについては、委員からもこれを評価する声があり、今後も継続して開催していくこととなる。さらに委員は、毎回の報酬等審議会の審議が終了した時点で解任されるのであるが、委員の出身母体である団体が審議会ごとに大きく変わるということはないことから、委員も数回にわたり審議に参加することが多いという事情もある。これらのことから、今回議事録を公開することは会議を非公開とした趣旨にもそぐわないばかりか、今後、今回と同様の状況において報酬等審議会が開催された場合に委員の自由な意見交換や微妙な討議が困難となり、報酬等審議会の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるので、条例第6条第1項第6号に該当するものとして非公開としたものである。

(3) 報酬等審議会の会議の公開については、毎回会議の冒頭において公開するかを審議会に諮り決定しているが、各々肩書きを持った委員が自由闊達に意見を交換するため、これまでも非公開とされている。また議事録についても、このような経緯を踏まえ、現在まで公開はしていない。

5 実施機関の意見又は説明の聴取

平成25年8月26日に開催した審査会における実施機関の意見は、概ね次のとおりである。

(1) 報酬等審議会会長職務代理者に議事録の公開について、意見照会したところ、公開してほしくないとの回答だった。今後のこともあり、実施機関としてはこの意見を尊重したい。

(2) 審議会の冒頭で、委員にこの会議は、自由闊達な意見を述べてもらうため、非公開にすると説明しており、議事録を公開すれば、今後委員から忌憚のない意見を頂けるか疑問であり、また、委員の出身団体から、委員を推薦してもらうことが困難

になる可能性がある。

6 本審査会の判断

(1) 異議申立人の主張についての判断

最初に、これまで防府市では、非公開とされた審議会の会議について、その会議録の発言内容は公開（発言委員名は非公開）しており、今回の決定は、これまでの運用と明らかに異なるものであるとの異議申立人の主張について検証した。

議事録を含む審議会の公開については、審議事項の内容や性格を問題にすることなく、画一的に会議や議事録を公開すべきとする主張や、逆に一律に非公開とすべきであるとする考え方は適切ではない。議事録を含む審議会の公開については、条例に基づき、その内容・性質等に照らして個別的、具体的に判断するのが妥当である。

また、市議会で審議する上で、審議会の内容を知ることが、重要なことであるとの主張については、条例第6条に基づく非公開情報ではないとする具体的な反論ではないことから、公開理由とはならない。市議会は、地方自治法第98条第1項（議会からの書類の検閲要求）、防府市議会会議規則第102条（所管事務調査）等に基づき、実施機関に対し、実施機関が保有する様々な情報について、検閲し調査することができる権限を有している。市議会が、審議のため、必要重要と判断すれば、これらの権利を行使すればその目的は十分達成できる。

次に、部分公開決定は、市民の知る権利を保障した条例第1条の趣旨にも反するものであるとの主張については、今回の場合、退職手当という個人情報の典型的なものではあるが、市長をはじめとする特別職という公人、また、その退職手当が税金で賄われていることから、納税者である市民にとって極めて関心が高い事項であることを考慮しなければならない。

つまり、条例第1条が市民の知る権利を保障していることに鑑み、市民及び市民生活に特に密接に関連した重要な政策、事案に関する審議会については、その審議内容が非公開情報に該当しない限り、答申書という結果のみならず、その審議過程においても市民の疑問、意見等がその内容に反映されているかどうかを、市民が確認することができるようにすべきである。この点については、異議申立人の主張は妥当であると判断する。

(2) 実施機関の主張についての判断

条例第6条第1項第6号は、公開しないことができる情報として、「公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であること」を規定している。

合議制機関等は、他の機関と比べても、その意思形成にあたり、構成員の自由な意見交換と微妙な討議を必要とする度合いが高く、そのため、公開すると公正又は円滑な議事運営が損なわれ、自由な意見交換と微妙な討議を行うことが困難になるような情報は、合議制機関等の機能や権能を損なわないためにも、公開しないことができるとしたものである。

もともと、合議制機関の情報であるからと言って、安易に非公開にすべきと考えることは妥当でない。また本件のように会議を非公開とする議決がなされている場合であっても、そのことが直ちにその議事録の非公開の根拠となるものでもない。すなわち、議事録を含む合議制機関等の情報の公開・非公開の決定は、審議会の審議事項、議事録の記載事項の内容・性質等に照らし、公開によって合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるか否かによって個別具体的に判断されなければならない。

これを本件について考えるに、実施機関が主張する通り、議事録が後に公開されることを前提とした場合、今後委員が何らかの心理的、精神的圧迫を受け、発言が消極的になったり、真意を尽くさず一般論のみの発言に終始してしまう可能性があることはある程度予想される。

また、本件のように政治的要因を含んだ事案については、発言が公開されることで政治的事案に発展する可能性がないとはいえず、それを避けるべく委員の発言が消極的になる等の可能性も十分考えられるところである。

しかしながら、委員名や発言内容から特定の委員名を識別することができる部分を非公開とすれば、上記の懸念は相当程度緩和されると考えられ、その余の部分を公開したとしても合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれるとまでは認められないと考えるのが妥当である。

7 まとめ

以上から、本審査会は、「発言委員名及び発言委員が特定される部分」についてのみ条例第6条第1項第6号に該当すると判断し、冒頭のとおり結論する。

最後に、審議会の会議及び議事録を原則公開とする考え方は、防府市自治基本条例第28条第2項及び防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条第4項及び第6項にも規定されている。

また、審議会の議事を住民意思に根ざしたものにするには、このような意思形成の過程における情報の公開が不可欠で、専門的事項であるための住民意思からの離反など諸弊害に対する有効な手段であり、このような情報の公開こそ条例第1条の基本理念に合致するものであると考えられる。

さらに、今日、国及び多くの地方公共団体において、様々な審議会の議事録がそのホームページ上で公開され、審議会の議事録の公開は時代の趨勢となっている。

したがって、実施機関は、条例第3条及び第6条に十分留意しながら、これらの情報については、これからも積極的に公開すべきであるということを本審査会の意見として付記する。

8 本審査会の審査経過

本審査会の審査の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審査の内容等
平成25年3月13日	・ 諮問
平成25年3月28日	・ 実施機関から理由説明書が提出される。
平成25年8月26日 (第1回審査会)	・ 異議申立ての概要について(事務局説明の聴取) ・ 理由説明書について(事務局説明の聴取)
平成25年9月26日 (第2回審査会)	・ 諮問事項の審議
平成25年10月15日 (第3回審査会)	・ 諮問事項の審議 ・ 答申書の審議

9 防府市情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名
会長職務代理者	藤 井 武 志
委 員	上 田 淑 江
委 員	新屋敷 恵美子